

入館手続き方法・閲覧室利用カード変更のお知らせ

平成27年12月

国立公文書館

庁舎管理のセキュリティ強化に伴い、平成28年1月より、閲覧室利用者の入館方法が、一部変更となります。なにとぞご理解とご協力をお願いいたします。

変更点の概要は次のとおりです。

- 閲覧室の利用登録時に、**ご本人確認書類のご提示**をお願いします。
 - ※ ただし、閲覧室利用カードを作成される場合は、初回利用登録時（有効期間内）のみ。
- 希望者にお渡ししている閲覧室利用カードの有効期間が延長されます
<1年⇒**2年**>

閲覧室をご利用になる場合は、玄関受付にて、「閲覧室利用申込書」の記載をお願いします。その際、ご本人であることを証明する書類の提示をお願いします。

（本人確認書類：下の書類例をご参照ください。）

閲覧室利用カードを作成されると、

- 同カードの有効期限内に限り、それ以降の本人確認書類のご提示は不要です。
- 次回以降ご来館の際には1階受付にて同カードを提示していただき、閲覧利用者用入館証をお渡し致しますので、同入館証を首に下げ、閲覧室をご利用いただきますようお願い致します。

<従来、閲覧室利用カードをお持ちの方にもお願いしていた受付での入館証発行に伴うお名前の記載を省略しました。>

- ※ 閲覧室利用カードを作成されていない場合や、お忘れになった場合は、その都度「閲覧室利用申込書」への記載及び本人確認書類のご提示が必要となります。

※本人確認書類として、氏名、生年月日、住所が記載された公的書類をご提示ください。

《例》 運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、戸籍謄本、介護保険被保険者証、公的機関が発行する手帳（母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳）、学生証、法人等が発行した身分証明書、住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

従来の閲覧室利用カードについても、有効期間内のご利用が可能です。受付での本人確認書類の提示がその都度必要となりますので、ご来館の機会に更新をお勧めします。